

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

三重国民年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月、同年 3 月及び 61 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 61 年 9 月から同年 12 月まで

昭和 37 年 1 月に、住み込みで働いていた店から実家に戻った際、母親に勧められ、集金人に国民年金の加入手続を頼んだ。国民年金保険料は、毎月集金人に納付しており、途中から市役所の出張所で納付するようになった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、昭和 36 年 1 月と 38 年 11 月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、後から払い出された記号番号は、申立人のそれぞれの記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、最初に払い出された記号番号に統合されたことが確認できる上、38 年 11 月に払い出された記号番号により納付されていた同年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が 36 年 1 月に払い出された記号番号の納付記録に充当処理されていること等から、当該統合は、41 年 4 月以降に行われたものと考えられる。

さらに、申立人は、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを承知していない上、上記の統合処理が行われるまで、市の被保険者名簿及び旧台帳共に、昭和 36 年 1 月に払い出された記号番号により国民年金保険料が納付されていた形跡は無い。

加えて、申立期間①について、申立人は、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、昭和 38 年 11 月に払い出された国民年金手帳記号番号により申立期間①の保険料を納付する場合には、過年度納付により納付しなければならないため、申立内容に不合理な点が見られる上、申立人は、同年 4 月から 39 年 3 月までの保険料を同年 1 月 16 日に一括納付していることから、38 年 11 月に記号番号の払出しを受け、39 年 1 月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、それぞれ 2 か月及び 4 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②及び③直前の期間の国民年金保険料について、それぞれ昭和 57 年 11 月及び 63 年 3 月に過年度納付しているが、これらの過年度納付を行った時点において、申立期間②及び③の保険料を過年度納付することは可能である上、オンラインの記録上、保険料が納付済みとなっている 38 年 4 月以降、申立期間②及び③を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなどを勘案すると、あえて申立期間②及び③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月、同年 3 月及び 61 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和30年2月26日、資格喪失日に係る記録を31年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月26日から31年10月26日まで

昭和28年4月1日から41年4月までA社に継続して勤務しており、途中で退職したことは無い。しかし、厚生年金保険の加入記録は申立期間が空白となっており納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された「健保資格得喪失台帳」、同社C工場から提出された「社会保険被保険者名簿並びに保険給付記録簿」及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社で継続して勤務し（昭和30年2月26日にA社D事務所から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D事務所に係る昭和30年1月及び同社E事務所に係る31年10月における社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常

の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 2 月から 31 年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 46 年 3 月まで

父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、当初、国民年金保険料も納付してくれていたが、25 歳ぐらいに働き始めてからは自分で納付するようになった。申立期間の保険料については、地区で担当者を決め、毎月税金と一緒に集めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びその父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、加入手続き等を行ったとする申立人の父親も他界しており、申立人に聴取しても、申立期間当時の記憶は曖昧であるため、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 47 年 2 月又は同年 3 月に払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納められない期間である上、申立人は、遡及して納付した記憶は無いとしており、町及び社会保険事務所（当時）を調査しても、特例納付された形跡は無い。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の元妻も、申立期間当時は国民年金に未加入であったとみられるほか、当時同居していたとする申立人の弟についても、昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は 50 年 12 月に第 2 回特例納付により一括納付されている（昭和 43 年 1 月から 44 年 7 月までの保険料は、厚生年金保険との重複加入により、還付済み。）ことから、一括納付するまでは未納であったとみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 813

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 52 年 8 月まで

私は、申立期間前から会社を経営していたが、知人から、事業主は厚生年金保険に加入できないとの指摘を受けたため、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行い、すぐに夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦に聴取しても、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、申立人及びその妻の供述内容に一致しない点が見られる上、申立期間の保険料は金融機関に納付したとしているが、申立人夫婦が居住していた市では昭和 47 年 4 月から現年度保険料について、納付書による納付方式を取り入れたとみられることから、申立内容に不合理な点が見られる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得した後、40 年 7 月 1 日に資格喪失した旨記載されているが、その後被保険者資格を取得した旨の記載は無いとしている上、オンライン記録上も、申立期間は未加入期間となっており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間については、申立人の妻も未加入期間となっている。

加えて、申立期間は 10 年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期

にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、ほかに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から52年8月まで

私の夫は、申立期間前から会社を経営していたが、知人から、事業主は厚生年金保険に加入できないとの指摘を受けたため、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行い、すぐに夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦に聴取しても、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、申立人及びその夫の供述内容に一致しない点が見られる上、申立期間の保険料は金融機関に納付したとしているが、申立人夫婦が居住していた市では昭和47年4月から現年度保険料について、納付書による納付方式を取り入れたとみられることから、申立内容に不合理な点が見られる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、これまで国民年金に加入した形跡は無い上、申立人が申立期間当時居住していた市及び同市を管轄していた社会保険事務所（当時）を調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いほか、申立期間については、申立人の夫も未加入期間となっている。

加えて、申立期間は10年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、ほかに、申立期間について、国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 815

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで
申立期間は無職だったため、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。働き始めた時に、父親から国民年金手帳を渡され、それ以降は自分で納付するようになったが、申立期間が未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 57 年 4 月末から同年 5 月初めにかけて払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間当時申立人が居住していた市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿においても、被保険者資格の取得年月日として昭和 54 年 4 月 1 日及びその受付年月日として 57 年 4 月 30 日と記載されている上、納付記録欄には「昭和 54 年度から 56 年度まで未納、届出以前」と記載されていることなどから、申立人の国民年金の加入手続は 57 年 4 月に行われ、54 年 4 月まで遡^{そきゅう}及して資格取得したことが確認できるほか、加入手続を行った時点では、申立期間は未納であったと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月から23年8月1日まで
② 昭和23年9月1日から同年12月5日まで

A社には昭和21年10月から勤めていたが、社会保険庁(当時)の記録では23年8月1日から厚生年金保険被保険者となっており、B社C工場には23年9月から勤めていたのに同年12月5日から被保険者となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に在籍していた複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、申立人と一緒に働いていた旨供述する者はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の入社時期についての供述等を得ることはできなかった。

また、A社は昭和30年2月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も不明のため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月1日の資格取得(健康保険番号*番)から23年8月1日の資格取得(健康保険番号*番)までの間に、同社において被保険者資格を取得した者は無く、申立人及び上記の申立人が記憶している同僚を含む多くの従業員が申立人と同日の23年8月1日に資格取得している上、これらの同僚に照会したところ、複数の同僚が本人の被保険者資格取得日より2年から3年ぐらい前に同社に入社したと供述していることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が、申

立期間②のうち昭和 23 年 10 月 21 日以降の期間において B 社 C 工場で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間②に B 社 C 工場に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚が、入社して最初の 3 か月から 6 か月程度の期間は臨時社員だった旨、臨時社員の時は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている上、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期に違いがみられることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録では、A 社（現在は、B 社）の資格喪失日が昭和 54 年 2 月 1 日となっているが、私は同社に同年 8 月 1 日まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から A 社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人と同時期に A 社の資格を喪失している同僚から「申立人は私とほとんど同じ時期に当該事業所を辞めた。」との回答があったほか、他の同僚は、いずれも当時の記憶が不明確であり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 54 年 2 月 10 日に健康保険証が返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
地元の病院で一緒に勤務していた医師がA事業所を開業し、手伝ってほしいと言われたので2年間程勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。昭和 48 年及び 49 年分の源泉徴収票には社会保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 48 年及び 49 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額については、その内訳は不明であるが、源泉徴収票に記載されている給与支払額から推定される健康保険料及び厚生年金保険料の金額と比較してもかなり低額であることから、申立期間の厚生年金保険料が事業主より給与から控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の事業主は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間におけるA事業所の同僚であるとしている一人から「当該事業所では厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、私は国民年金と国民健康保険に加入していた。」との供述があった上、当該同僚については、オンライン記録では同事業所における厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から35年9月1日まで

私は昭和25年9月1日から35年9月1日までA社に勤務していたが、同社が厚生年金保険に未加入であったとは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった上、当該同僚についてもオンライン記録において、同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 29 日から 55 年 3 月 1 日まで
中学校を卒業後、A事業所に就職し昭和 56 年 8 月 31 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、54 年 12 月 29 日から 55 年 3 月 1 日までの期間が未加入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所で勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚に照会したものの、当時のA事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、A事業所は平成 8 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により判明した当時の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 47 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54 年 12 月 29 日に資格喪失した後、55 年 3 月 1 日に別の健康保険番号により再度資格取得しているところ、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録によると、49 年 5 月 1 日資格取得、54 年 12 月 31 日離職、55 年 3 月 1 日に再度資格取得となっており、当該被保険者原票及びオンライン記録とほぼ一致している上、当該被保険者原票には、55 年 1 月 5 日に健康保険証が返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 28 日から同年 11 月 27 日まで

私はA社（現在は、B社）に途中入社したが、入社日が昭和 33 年 8 月 28 日であることを会社の記録により確認している。私の同社における厚生年金保険の資格取得日と実際に入社日が異なっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員カード、人事記録及び社員台帳により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の従業員カードの健康保険及び厚生年金保険の欄には、健康保険番号及び厚生年金記号番号とともに「33. 11. 27」との記載があり、当該記号番号及び日付は健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者記号番号及び取得年月日と一致している上、B社の事務担当者から「従業員カードの入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なっている者がほかにもいる。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている8人に照会を試みたが、既に他界又は連絡先が不明であった上、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚5人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和33年11月26日資格取得、平成8年8月31日離職となっており、申立期間に係る加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで
私は昭和 38 年 5 月 1 日から A 事業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、一人の同僚から「当時は季節工、臨時工、出稼ぎ労働者など厚生年金保険に加入していない者が多かった。」との供述があった上、他の同僚一人から「入社して最初の 3 か月くらいは厚生年金保険に加入しないということがあったと思う。」との供述があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、オンライン記録により判明した当時の事業主は既に他界しており、当時の事業主の関係者（A 事業所の親会社とされる B 事業所の元事業主）に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 5 日から 36 年 4 月 26 日まで
夫は昭和 28 年 1 月 5 日から 36 年 4 月 26 日までA社に勤務していたが、社会保険事務所 (当時) の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚及びA社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 38 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番 (昭和 28 年 1 月 5 日資格取得) から*番 (昭和 37 年 5 月 1 日資格取得) までを調査したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月13日から同年10月13日まで

夫が勤務していたA社（現在は、B社）に夫の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、昭和31年8月13日から平成6年4月1日までとのことであったが、社会保険事務所（当時）の回答では、同事業所の資格取得日は31年10月13日となっていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

また、B社健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人のA社における健康保険被保険者資格の取得日は昭和31年8月13日となっていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚7人について、B社健康保険組合に健康保険被保険者資格の取得日を照会したところ、いずれの同僚の資格取得日もオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日の2か月前となっていることから、同事業所においては、必ずしも、健康保険と厚生年金保険を同時に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ること

はできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日前後で資格取得した同僚15人のうち連絡が取れた2人に照会したものの、当時の記憶は不明確であり、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 854 (事案 606 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 55 年 1 月 7 日まで
前回、申立期間について申立てを行ったところ、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けた。
今回、申立期間における当時の同僚の氏名等を新たに思い出したので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された社員旅行の写真及び申立人が記憶している複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できたが、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取り扱い等についての供述等は得られなかったこと、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者取得確認通知書及び資格喪失確認通知書並びに雇用保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格取得日、資格喪失日が健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 8 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の同僚を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から氏名の提示があった同僚の3人に照会したところ、申立人と一緒に勤務していたと供述しているものの、申立人がA社に入社した時期等については記憶していないほか、同社における当時の厚生年金保険適用に係る取り扱い等についての供述等も得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 27 日ごろから 30 年 6 月ごろまで
私は、中学校卒業後、A社に勤務していた兄の紹介で同社に入社した。同社は自転車のハブの製造と加工をしており、私は旋盤工として勤務していた。社長から健康保険手帳をもらい、厚生年金保険手帳は会社で保管していると言われたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における申立期間当時の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、同社では、入社して半年から2年ぐらいの見習期間があったと供述している上、入社日を記憶している同僚4人について当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の1か月後から3年4か月後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。